

倉敷お宝発見マルシェ2024 出店者募集要項

【目 的】

新たな市場や顧客層の開拓支援を目的としたマルシェを開催します。出店事業者にはマルシェ出店にあたっての目標設定と簡単な出店計画を策定していただきます。マルシェ終了後は出店して得た消費者の声や気づきをフィードバックとして計画の見直しを行っていただき、今後の経営に活かしていただきます。

【名 称】 倉敷お宝発見マルシェ2024

【日 時】 令和6年12月15日（日） 8:00～11:00

【会 場】 倉敷駅前商店街 敬天駐車場

【事業所数】 最大10事業所（1事業所1小間）

【出店料】 無 料 ※基本小間（裏面の図1）に付属の備品以外に必要なものは自己負担となります。

【応募資格】

① 倉敷商工会議所管内の小規模事業者（下表参照）

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

※ 常時使用する従業員＝日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数

② 上記の【目的】、下記の【留意事項】に承諾いただける方。

③ 「事業説明会&セミナー」「プレ出店」「プレ出店&セミナー」に参加できる方。

④ 「飲食（テイクアウト）」「物販」に類する営業内容の方。（サービスの提供は対象外です）

⑤ 出店商品に自社オリジナルの商品・サービスが含まれている方。

⑥ 催事当日、現地に常駐できる方。

【留意事項】

① マルシェ出店に向けた「出店計画」の作成を必須とします。（詳細は「事業説明会」で説明）

② 出店物や使用機材の搬入・搬出及び出店物の展示、商談等は、出店者自身の責任で行っていただきます。

③ 倉敷商店街振興連盟が定める催事場の利用、環境美化、音、臭気に対する諸規定に従っていただきます。

④ 飲食物の出店、試食を行う場合、衛生管理等に係る諸手続きを行っていただきます。

⑤ 来場者に対する賠償責任や施設の損傷等の対物賠償責任、展示物・従業員等に対する補償などについて当所は責任を負いませんので、出店者は各自保険の手配をしていただきます。

⑥ 出店当日の成果及び出店後の成果をアンケート等でご報告いただきます。

⑦ 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定される暴力団およびその関係企業等）、または公序良俗に反するなど、社会的に批判を受けるおそれのあるものについては応募対象となりません。

⑧ マルシェ終了後、今年度の決算情報の共有をお願いしますのでご協力ください。

図1. 出店スペースの基本レイアウト

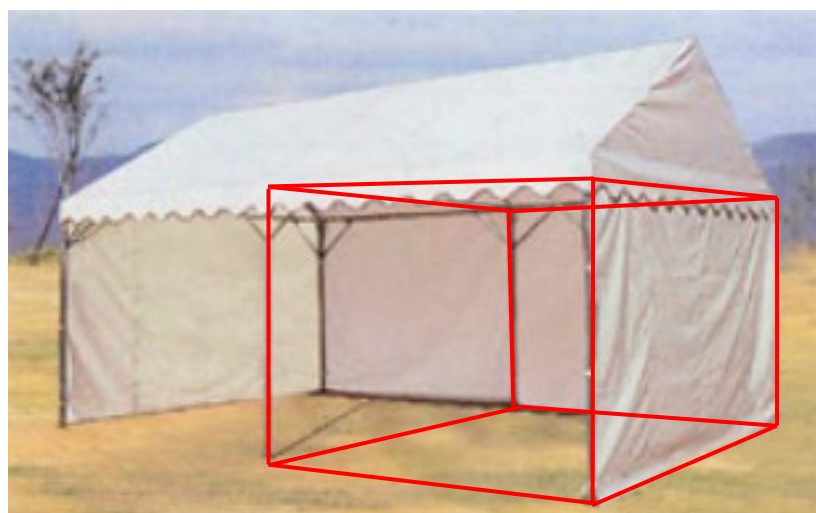


表1. 本事業のスケジュール

日 時	内 容
9/10	申込締切
9/11	出店可否発表
9/24	事業説明会&セミナー
10/20	プレ出店1
11/17	プレ出店2
12/15	マルシェ
12/18	報告会&セミナー

●事務局で用意するスペース・備品

- ・テント1間分のスペース(赤枠で示した部分:W1.8m×D1.8m×H1.9m)
※火気使用の場合、防火のため横幕を設置します。
- ・机1台(幅:約 1.8m,奥行:約 0.6m、高さ、約 1m) ・パイプ椅子1脚

【出店者の選考について】

- ・関係者が参加する選考会にて出店者を決定します。審査内容については一切お答えできません。
- ・定員に達していない場合でも、出店内容等の諸事情により、出店もしくは特定商品等の出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・選考結果はE-mailまたは郵送でお知らせする予定です。

【事業説明会&セミナーについて】

説明会では、本事業の内容、出店計画の作成、告知チラシの作成、アンケートの実施について説明します。
セミナーでは、マルシェ等の催事に出店する意義やメリット、販売テクニック、プロモーション、ブースづくりのノウハウについて説明します。

【プレ出店について】

12月15日(日)のマルシェ出店に先立って、朝市「高梁川流域「倉敷三斎市」」(毎月第3日曜日開催)に出店し、自分で考えた販売方法を試すことができます。本マルシェ参加者は10月・11月の「高梁川流域「倉敷三斎市」」の出店料は免除となります。

※プレ出店は、10月または11月のいずれかにご参加ください。(両方の出店も可)

【報告会&セミナーについて】

報告会では、各出店事業所よりマルシェの成果と課題について報告していただきます。セミナーでは、マルシェ終了後の経営に活かせる販路拡大や広報の手法について説明します。

【主 催】 倉敷商工会議所

【お申し込み】 倉敷商工会議所のホームページ、またはチラシの二次元コードより申し込みください

【お問い合わせ】 倉敷商工会議所 中小企業相談所 (担当:末澤・奥村)

〒710-8585 倉敷市白楽町249-5

TEL:086-476-1005 FAX:086-426-6911

E-mail: soudan@kura-cci.or.jp